

「姫川第八発電所新設による再開発計画 環境影響評価準備書」に対する
環境大臣意見

本事業は、東京発電株式会社（以下「本事業者」という。）が、新潟県糸魚川市において、既存の姫川第七発電所にある2基の発電機のうち1号機を廃止し、新たに姫川第八発電所として、最大出力38,700kWの水力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。そのため、水力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

現在、対象事業実施区域の上流部に位置する姫川第六発電所及び新姫川第六発電所で発電に利用された水の一部は、姫川第七発電所で再度発電に利用されている。本事業は、姫川第六発電所及び新姫川第六発電所から放流されている水を全て発電に活用するため、姫川第八発電所及び導水路トンネルの新設、水力発電設備の改良等を行い、最大で約17m³/sの発電水量の増量を図ることとしている。

本事業は、既設の姫川第七発電所における取水設備等を可能な限り利用することにより、改変面積の削減に努めている。また本事業者は、複数の専門家からなる「(仮称) 姫川第八発電所新設による再開発計画 希少猛禽類調査検討会」を設置し、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の調査手法や環境保全措置等について専門家の指導や助言を求めており、一定の配慮が見られる。

一方で、本事業における導水路工事では、蛇紋岩分布域の掘削に伴い自然由来のアスベストや重金属類を含有する掘削土（以下「要対策土」という。）の発生が想定されていることに加え、トンネル湧水の発生が想定されている。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカや「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等の生息・繁殖が確認されている。

くわえて、対象事業実施区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された土砂流出防備保安林や、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、地すべり等防止法（明治33年法律第30号）に基づき指定された地すべり防止区域が存在するほか、新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）に基づき指定された白馬山麓県立自然公園の区域が存在する。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 環境監視について

ア 環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 環境監視により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の河川や、水道事業に利用されている井戸・湧水等が存在していることに加え、導水路の掘削工事に伴いトンネル湧水の発生が想定されている。特に、導水路工事では、自然由来の重金属類等を含有する蛇紋岩分布域の掘削に伴い重金属類の溶出が懸念されることから、工事中の土砂及び重金属類を含有した濁水の流出に伴う水環境及び対象事業実施区域周辺の地下水への影響が懸念される。

このため、可能な限り土地の改変を抑制した上で、切土及び盛土法面の保護並びに濁水処理設備等による適切な環境保全措置を講ずるとともに、水質等の変化に係る調査については、本事業者が定めている環境監視計画に沿って適切に実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。また、発生したトンネル湧水については、工事計画の策定段階で、具体的な排出場所、排出方法、水質及び水量の管理方法を明らかにした上で、適切に処理すること。さらに、減水区間においては、河川環境等に支障を及ぼさないよう定められた河川維持流量を放流し、水質及び魚類等の生息環境の保全を図ること。

(2) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法に基づき指定された砂防指定地及び地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、導水路工事では、蛇紋岩分布域の掘削に伴い自然由来のアスベストや重金属類を含有する要対策土の発生が想定されており、要対策土を含む多量の掘削土は、対象事業実施区域内に設置する2箇所の土捨場に盛土する計画となっていることから、土地の改変、河川への土砂又は濁水の流出や重金属類の溶出等による動植物の生息・生育環境、水環境への影響が懸念される。

このため、導水路工事等に伴う掘削土の発生量を最小化するとともに、要対策土以

外の掘削土については、有効利用により捨土量を極力低減すること。また、土捨場を設ける際には、樹木の伐採を最小限にとどめ、可能な限り土地の改変を抑制した上で、盛土高を極力低くするとともに、専門家等からの助言に基づき、盛土の安定性を確保し、在来種による早期の植生回復を図ること。また、要対策土を含む可能性のある掘削土については、環境中へのアスベストや重金属類の飛散及び溶出を防止するため、適切な運搬、管理を行い、要対策土と判定された掘削土については、工事中の飛散防止に加え、適切な運搬、処理及び管理を行うとともに、工事中及び工事後の土捨場並びに河川、地下水等における水質等について適切に環境監視を行うこと。その結果、環境中への重金属類の溶出が確認された場合には、関係者等との協議の上、必要な措置を講ずること。

(3) 鳥類及び生態系に対する影響

本事業者は、独自に複数の専門家からなる「(仮称) 姫川第八発電所新設による再開発計画 希少猛禽類調査検討会」を設置し、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の調査手法や環境保全措置等について専門家の指導や助言を求めており、一定の配慮が見られる。一方で、対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカや「環境省レッドリスト 2020」に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等の生息が確認されていることから、餌場等の生息環境や繁殖行動への影響が懸念される。

このため、クマタカ及びサシバの生息・繁殖状況を踏まえ、工事時期について更に検討を行い、必要に応じて工事位置の調整、コンディショニング、人工代替巣の設置等の環境保全措置を適切に講じ、これらの重要な鳥類の繁殖への影響を低減すること。また、本事業者が定めている環境監視計画に沿って環境監視を適切に実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。